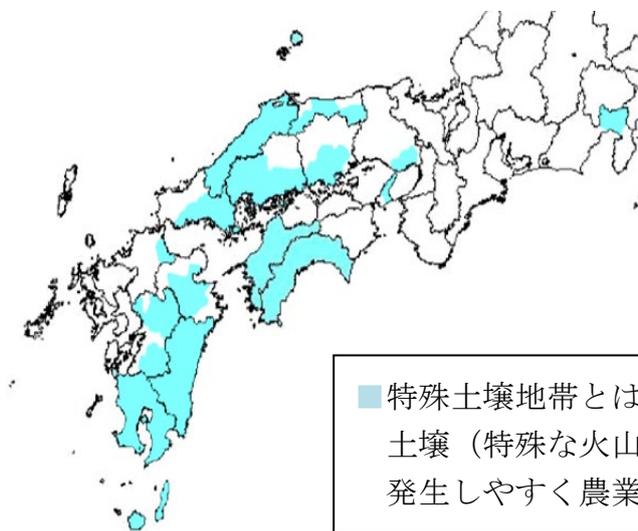


「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」の概要

- 特土法は、特殊土壌地帯の保全と農業生産力の向上を目的とし、昭和27年4月25日に議員立法により制定

その後、概ね5年毎に期限延長されており、平成29年3月31日が有効期限



【全域指定県(5県)】

島根県・愛媛県・高知県・宮崎県・
鹿児島県（奄美除く）

【一部指定県(9県)】

静岡県・兵庫県・鳥取県・岡山県・
広島県・山口県・福岡県・熊本県・
大分県

■ 特殊土壌地帯とは、①台風により極めて雨が多く、②特殊土壌（特殊な火山噴出物等）に覆われているため、災害が発生しやすく農業生産力が低い地帯

- 国が定める事業計画に基づく公共事業に対し、国の負担割合の嵩上げ等を措置

[対象事業]

【災害防除】 治山事業、河川改修事業、砂防事業 等

【農地改良】 かんがい排水事業、畑作振興事業 等

[主な優遇措置]

- ・「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律」の適用による国の負担割合のかさ上げ
- ・ 地方交付税の特例（農地保全整備のシラス対策事業） 等